

平成30年12月定例会議案概要

・第140号議案 越谷市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会教育長を任命（任期：平成31年1月1日から3年）することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第4条第1項）の規定により、議会の同意を求めるもの。

《教育長》

氏名：吉田 茂（よしだ・しげる）

略歴：元三郷市教育委員会学校教育部長

越谷市教育委員会教育長

・第141号議案 越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

越谷市教育委員会委員住田俊氏の任期満了（平成30年12月31日）に伴い後任委員を任命することについて、議会の同意を求めるもの。

《後任委員》

氏名：渡辺 律子（わたなべ・りつこ）

略歴：文教大学教育学部教授

越谷市保健衛生審議会委員

・第142号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員九ノ里幸子氏の任期満了（平成31年3月31日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

《後任委員候補者》

氏名：九ノ里 幸子（くのり・さちこ）

略歴：元越谷市立大袋東小学校長

人権擁護委員

・第143号議案 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員渡邊満明氏の任期満了（平成31年3月31日）に伴い後任委員候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

《後任委員候補者》

氏名：渡邊 満明（わたなべ・みつあき）

略歴：保護司

人権擁護委員

・第144号議案 越谷市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職となることに
伴い、所要の改正等を行うもの。平成31年1月1日から施行

・第145号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例制定について

・第146号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

・第147号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条
例制定について^(※)

・第148号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制
定について

期末手当に関する規定の整備を行うもの。

(1) 平成30年12月期《公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用》

改正前：100分の227.5 → 改正後：100分の232.5

* 本年6月期の期末手当支給割合（100分の212.5）と合わせ、平成30年度
の年間支給割合を100分の440から100分の445とするもの

(2) 平成31年度以降《平成31年4月1日から施行》

① 6月期の期末手当

改正前：100分の212.5 → 改正後：100分の222.5

② 12月期の期末手当

改正前：100分の232.5 → 改正後：100分の222.5

* 平成31年度以降の年間支給割合は100分の445

※ 「越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」では、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正も併せて行う

《平成31年1月1日から施行》

・第149号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正するもの。

(1) 給料表の改定（行政職の平均改定率+0.2%）

《公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用》

(2) 期末・勤勉手当の支給割合の変更

① 平成30年12月期の勤勉手当《公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用》

改正前：100分の90 → 改正後：100分の95

* 平成30年6月期の期末・勤勉手当（100分の212.5）及び12月期の期
末手当（100分の137.5）と合わせ、平成30年度の期末・勤勉手当の年間
支給割合を100分の440から100分の445とするもの

② 平成31年度以降《平成31年4月1日から施行》

ア 6月期

期末手当 改正前：100分の122.5 → 改正後：100分の130

勤勉手当 改正前：100分の90 → 改正後：100分の92.5

イ 12月期

期末手当 改正前：100分の137.5 → 改正後：100分の130

勤勉手当 改正前：100分の95 → 改正後：100分の92.5

* 平成31年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合は100分の445

・第150号議案 越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例制定について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正され、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定に係る事務・権限が、都道府県から中核市へ移譲されることに伴い、法令を参酌等し、認定の要件（職員の配置基準、施設設備の基準等）を定めるもの。平成31年4月1日から施行

	類 型	関 係 条 例	
認定こども園	幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ 越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成27年4月1日から施行)	
	幼稚園型	越谷市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成31年4月1日から施行)	
	保育所型		認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
	地方裁量型		認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ		

・第151号議案 指定管理者の指定について（越谷市立老人福祉センターけやき荘・越谷市立老人福祉センターくすのき荘・越谷市立老人福祉センターゆりのき荘・越谷市立老人福祉センターひのき荘）

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- ① 老人福祉センターけやき荘（新川町二丁目55番地）
- ② 老人福祉センターくすのき荘（大字大杉655番地）
- ③ 老人福祉センターゆりのき荘（増林三丁目2番地2）
- ④ 老人福祉センターひのき荘（川柳町二丁目507番地1）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号

名 称：越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

(3) 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

・第152号議案 市道路線の廃止について

西大袋土地区画整理事業に伴うもの4路線、延長509.30mを廃止するもの。

・第153号議案 市道路線の認定について

私道の寄附1路線、宅地造成に伴い帰属したものの7路線、合計8路線、延長363.90mを認定するもの。

・第154号議案 越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会委員長の職が廃止されること等に伴い、所要の改正を行うもの。平成31年1月1日から施行

・第155号議案 越谷市教育委員会委員定数条例制定について

教育行政の運営において多様な民意をより幅広く反映させるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第3条ただし書）の規定により、教育委員会委員の定数を5人と定めるもの。平成31年4月1日から施行

・第156号議案 指定管理者の指定について（越谷市民プール）

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

越谷市民プール（増林三丁目2番地2）

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地：越谷市越ヶ谷四丁目1番1号

名称：越谷市社会福祉協議会・シンコースポーツグループ

(3) 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

・第157号議案から第161号議案まで

平成30年度越谷市一般会計補正予算（第2号）について ほか補正予算4件